

「我れ鬼を捉る時に、俱燈の覆蓋を開け」とをしむ。然うして鍾堂の戸の本に
居る。大鬼半夜所に来る。童子を併きて視て退く。鬼また後夜の時に来り入る
すなはち鬼の頭の髪を捉りて別に引く。鬼は外に引き、童子は内に引く。彼の

儲けたる四人狂迷惑ひて蓋を開くこと得ず。童子四の角別に鬼を引きて依り、燈の蓋を開く。晨朝の時に至り、鬼に頭の髪を引き剥がれて逃ぐ。明日彼の鬼の血を尋ねて求め往き、其の寺の悪しき奴を埋み立てし衢に至る。すなはち彼の悪しき奴の靈鬼なりと知る。彼の鬼の頭の髪は、今に元興寺に在りて財と為る。然うして後に其の童子優婆塞に作り、なほ元興寺に住む。其の寺に田を作り水を引く。諸の王等妨げて水を入れたまはず。田焼くる時に、優婆塞言はく「吾れ田に水を引かむ」といふ。衆の僧聴す。故に十余人して荷つべき鋤柄を作り、すなはち持つ。優婆塞彼の鋤柄を持ちて杖に撞きて往き、水門の口に立てて居る。諸の王等鋤柄を引き棄てたまひて、水門の口を塞ぎて寺の田に入れたまはず。優婆塞また百余入して引く石を取り、水門を塞ぎ、寺の田に入

る。王等優婆塞の力を恐りて終に犯したまはず。故に寺の田渴れずして能く得たり。故に寺の衆の僧、聴して得度出家せしめ、名けて道場法師と号ふ。後の世の人伝へて「元興寺の道場法師強き力多有り」と謂ふは是れなり。當に知るべし、誠に先の世に強く能き縁を修めて感る所の力なり、と。是れ日本國の

聖徳皇太子異しき表を示す縁 第四

聖德皇太子は、磐余池辺双櫻宮に宇御めたまひし橘豊日天皇の子なり。小畠宮に宇御めたまひし天皇の代に、立ちて皇太子に為りたまふ。太子のみの名有す。一の号は厩豊聰耳と曰す。二の号は聖徳と曰す。三の号は上宮と曰す。厩の戸にして產れたまふ。故に厩戸と曰す。天年生れながら知りたまひて、十人一時に訟へ白す状を一言漏したまはず能く聞きて別きたまふ。故に豊聰耳と曰す。進止威儀、僧の似くして行ひたまひ、しかのみならず勝鬪法花の等き経の疏を製りたまひて法を弘め物を利け、考績功勲の階を定めたまふ。故に聖徳と曰す。天皇の宮より上殿に住みたまふ。故に上宮皇と曰す。

第四縁 延暦六年原撰本の日本国現報善惡記では、本説話が冒頭に位置していたと推定される。原撰本は、日本宗教史を聖德太子を起点として叙述する、といふ方法の嚆矢である。日本往生極樂記、本朝法華論記、今昔物語集本朝法部、へと継承された方法である。あやしき表(一)の説話。

六 圣徳シャウトク私記云、音説二(积日本四十九年の山口佳絆は、この時代にはまだ「ひつぎのみ」といふ語は存しなかつた)奈良県桜井市に所在。底本訓秋碧余二合、伊波禮(礼か)乃ニ双櫻(奈川川支乃)。三用明天皇。三推古天皇。(夏四月庚午朔己卯、立一厩口)豐聰耳皇子、為皇太子、仍錄攝政、以三万機悉委焉(日本書紀推古天皇元年条)。

三 一生底本訓、止知之。(一) 本末本訓秋碧、止知之。二勝鬘經義疏、一卷。上宮聖德法王帝説は、推古天皇六年(至大)の勝鬘經講述述べて「其儀如僧也」とする。

五 法華義疏、四卷。云底本訓は制作

「鍾は『鐘』と同じ意に用いることがある。本書はその例。」**二**底本訓釈善行字か蓋不
太也。三すわる。この主人公はよくすわる。
下文にもみえ、中巻二十七縁の孫にも同じくせ
がある。四深夜。半夜、後夜、晨朝、とスト
レリ一が展開する。本文中の「半夜」後夜「晨
朝」は、いずれも時刻を示す語であろう。「鍾
堂」を舞台としてこのようなストーリー展開が
みられるのは、報時のため鐘が撞かれた風景が
にかかる。一日を六時とし、日没、初夜、中
夜、後夜、晨朝、日中、とすることがあるが、
ここにいう半夜は「中夜」にあたるか。五底
本訓釈行乃會支天。鬼と燈とのむすびつき
に関ては、高僧が室内的智環に我来看(燐耳)
と言つた例が続高僧傳十九にみえる。六地中に埋め、惡
鬼の頭髪をひき剥がすイメージは、中巻三縁
の母が子の髪をつかみとどめるイメージや下巻
三縁の觀音の手にかけた繩を引いて祈願するイ
メージに結びついている。底本訓釈剝(波介
太)。七疫病など多くの人が踏み行くことによつて、惡
氣をおさえこむのである。八鬼は、中國
ではまず死者を意味した。日本において鬼に
は死者のイメージが絶えずつきまとつてゐる。
死者が生者の世界を訪れてさまざま災厄をも
たらすのである。九治安三年(1033年)十月十九
日、藤原道長が本元興寺を訪れた際に鐘堂鬼
頭を見ようとしたが、急な事態なので食倉よ
り選び出せなかつた。扶桑略記、二十八にみ
える。放證には「元興寺、今猶藏此鬼髮」とあ
る。二五戒を受けた男子の俗信者。七衆の
ひとつ。寺院の雜務をおこなうばかりが多い。
三底本訓釈荷(毛都)。三鉗の病。底本訓
釈鉗(數支)。柄(加良)。四原文(便)。底本
訓釈(鉗)。五本訓釈(止)。六勝縁經義疏、一
三(生徒)学習者次(教官)。二本訓釈(鍾法)。
三本(本訓釈聰止)。四勝縁經義疏、一
卷。上宮聖德法王帝說は、推古天皇六年(596)
の勝縁經講述を述べて「其儀如僧也」とする。
立候。豊聰耳皇子、為皇太子、仍錄撰政、
以方機悉委焉。(日本書紀推古天皇元年條)
伊波禮(礼か)乃(口)双欄(奈見川支乃)。三用
明天皇。三推古天皇。(夏)四月庚午朔己卯、
立候。豊聰耳皇子、為皇太子、仍錄撰政、
以方機悉委焉。(日本書紀推古天皇元年條)
云法華義疏、四卷。云底本訓釈は制(作

おはにこいかるがのをかどるのみや
皇太子 岡本宮に居住みたまふ時に、縁有りて宮を出で、遊観せむとして
幸行す。片岡村の路の側に乞囚人有り。病を得て臥す。太子見て輦より下りを
とす。
（小説）

まひ、俱に語りて問訊ひたまひ、著たまふ衣を脱きて病人を覆ひたまひ、而う

して幸行したまふ。遊鶴既に訖り、鞆を返して幸行したまへば、覆ひたまふ衣と免きこ木の枝こまなみ。太子衣を反りこ著てよまう。ある御品まう

を脱ぎて木の板に掛け、他の名無しの方へ取て著たまふ

とまうす。太子詔はく「佳きかな。汝は知らず」とのたまふ。後に乞囚人、他

廻にして死ぬ。太子聞きたまひて使みつかひを遣りて殯はぶせしめたまふ。岡本村の法林五
さふらむじ

の東北の角に有る守部山に、墓を作りて収め、名けて人木墓と曰ふ。後に使を遣す。

遣りて看しめたまへば、墓の口開かずして、入りたる人無し。ただし歌のみを

作りて書きて墓の戸に立つ。歌に言はく
いかるがのとみのをかはねたえはこそそわが
まきよみまつちしう一ふか。吉原へ一
木からまう。一木からまう。二二
聞きこむト一黒犬（二二）

「わざとおのづのひをあつらひや」といふ。便送りでわざを白す。太子聞きがまじて喚然として言はず。誠じて知る、聖人は聖を知り凡夫は知らず、凡夫の肉眼にはめでしき人をあつらひや。

見、聖人の通眼には隠れたる身を見る、と。斯れ奇異しき事なり。

また講法師の弟子田勢師は、百濟國の師なり。日本國の大倭國葛木の高宮主。

に住む。時に一の法師有りて北の坊に住む。名けて願覚と号ふ。其の師常ね

卷之三

あした
明日に出て里に行き、夕に来りて坊に入りて居る。以ちて常の業とす。時

田勢師の弟子の優婆塞、見て師に白す。師答へて云はく「言ふことなけれ。

黙然せよ」といふ。優婆塞竊に坊の壁を穿ちて窓へば、其の室の内に光を放す。

照り炫く。優婆塞見て、また師に白す。師答へて言はく「然有るが故に我れ汝

「言ふことなけれど説めたり」といふ。然うして後に顧賞忽然に命絶る。時年八十九。

の告を奉りて焼き收め詰りぬ。然うして後に其の優婆塞、近江に住む。時に

あふ
江に有る人言はく「是に願覚師有り」といふ。すなはち優婆塞^{ゆば}往きて見れば室^{むろ}。

に願覚師なり。優婆塞あに逢ひて談りて言はく「比頌こののう、詰つかへまつらざして、恋ひ思ふこころ」。

と間無し。起居安くありやいなや」といふ。當に知るべし、是れ聖の反化なる事也。

ことを。五辛を食むことは、仏の法の中に制む。而れども聖人用食むときなし。罪を得る所無し。

さむぼう
三宝を信敬ひて現報を得る縁 第五

二六
大花上位大部屋栖野古連公は、紀伊国名草郡の宇治の大伴連等の先祖。

乃有
一任
方言是林野
只知公卿
綠竹園公至
君之生江水
不作道公之
生江水不作

上卷 第五縁

100

「也」とする。元冠位十二階制をきだめたことをいふ。底本訓釈(續音亦也)。三六「内外」(上巻序)にわたつてすぐれてゐるがゆえに聖徳と称した、といふ論理であろう。制作の功ゆえ、とするのは福井康順説。元天皇よりも上位の待遇を得てゐる、といふ意も含まれていいよう。

奈良県生駒郡斑鳩町あたりに所在。書紀では、推古天皇十四年(636)にここで法華經が講ぜられてゐる。底本訓釈(鵠伊加留加)。二奈良県葛城郡王寺町あたり。三乞者。乞食。底本訓釈乞匂下音可乃乃為、又云時反、二合保可止は乞可(下音古太反又云討反)。四底本訓釈(譽見己之)。五奈良県生駒郡斑鳩町大字三井に所在。法輪寺ともいいう。六未詳。七棺を「ひとき」ということによる命名であろう。「棺古丸反、人木(新撰字鏡)。八「解。中巻五縁の蘇生のイメージに結びついている。九巨勢三校の作(上聖德法王帝説)。本小說は一部分として解説するならば、「みな」は上文に聖德太子の「名」について述べられていることにかかわる。(一)本書(とくに延暦六年原撰本)では、日本の仏教は聖と隱身の聖とによつて伝えられてきた、とする考え方が基調となつてゐる。本小說では聖德太子が聖とされ、乞囚人が隱身の聖とされてゐるなど、後代の書にみえる。とくに喜撰式には「いかかるがこの」の歌を説いた乞囚を文殊菩薩の化身と見る説が、喜撰式、俊嶺體、奥義抄など、後代の書にみえる。とくに喜撰式には「隱人文殊とある。文殊師利般涅槃經に「此文殊師利法王子、若有し人念、若欲乞養修福業者、即自化自身、作貧窮孤獨苦惱衆生、至三行前者」であるのもとづいて、文殊菩薩利普善哉、乞囚人や凡夫に比して人々を尊び、とくらが

容の説話を後代には作られたが、本説話をもその系譜にからむである。魏志・村賀伝によれば、夫惟賢知「賢」、惟人安能知「非凡人耶」(攷証補訂)、嶺山遠公話に「凡夫肉眼、豈弁^シ聖賢」とみえる。乞囚人と化して死を現じた聖のイメージは、下巻五縁の鹿と化して死を現した妙見菩薩に結びついている。(二)底本訓釈「奇・米川良之久、又云アヤヒ久」。(三)靜謐。北周の宣平元年(垂天)に五歳で歿。続高僧傳二十十三に伝がある。自ら命を絶つた。自らの腸を引き出して松の枝にかけた、とある前半の聖德太子説話にみえる乞囚人が衣を木の枝にかけたことから連想の糸がつながっている。〔三〕未詳。本説話を以外に所伝をみない。

云奈良県御所市大字西佐味に所在。高宮庵寺跡がその地とされる。(一)未詳。本説話を以外に所伝をみない。(二)底本訓釈「穿^{スル}火眼」、又云「宇可知天」。(三)底本訓釈「窓^{スル}宇加^ミヘ波」。

〔六〕本書では、「焼くな」という命令の例は多いが、焼け、というのはここだけにみえる。火に焼かれるによって尸解する説話、すなわち火解説話として本説話をとらえる中前正志説がある。(一)近世吉志賀郡の教衍和尚の數百歳の長命と魚食とが本朝神仙伝に伝えられてゐる。願覚のばあいにも元来は魚食伝承が存したものとがみえ、本朝新修住生伝、三十九にしてみえる。文殊の化身たる行基に胎を口の中に入れて吐いたところ魚となつたという説話を存することをも含め考えるならば、文殊菩薩にかかる

わる魚食伝承が存したことが推測される。本説話に願覚の魚食伝承が存したならば、そのイメージは、下巻六縁の法花経と変じた魚の説話に結びつく。^{三〇}原文「往而見當」。句説は中村宗彦説による。^{三一}は語助詞。動詞の後につき、「反は變」の省文に由来する。意味はない。(敦煌語書言詞典)。^{三二}底本訓釈(比頃二合、伊乃已呂)。^{三三}底本訓釈(詣か)津加飛乃(万か津良數之天)。^{三四}願覚は聖が身を化した姿であった、とする。隱身の聖として把握。「反は變」の省文に由来するか。梵網經古述記・下本に「反身為人」とみえ。三四梵網經古述記(若仏子不レ得食五辛大蔵、葱、薑、葱、薑、興味、是五種、一切食中不得食、若故食者、犯三種罪事)ことある。底本訓釈(云々美罪、又云幾)は、五辛の中のどれかひとつの説明であろうが、不明である。

第五縁 善業についての現報説話。日本仏教の黎明期に書写される。今昔物語集・十一ノ二十三に書写される。

三三 仏、法、僧。あるいは、仏。三大化五年(泰和)に制定された冠位十九階制による位。第七位。三本説話以外に所伝はない。「大部」は「大伴」に同じ。「連公」の例は大伴氏に多い。

六 和歌山市。